

平成30年6月1日

各学校長 様

四万十市学校教育課長

学校支援地域本部事業における学校図書館の環境整備について(通知)

平素よりお世話になっております。

先日は、学校支援地域本部の取り組み計画表をご提出いただきましてありがとうございました。

今後、取り組み計画表の内容に変更がありましたら、変更内容が補助対象になるかを県に確認する必要があるため、活動実施前に学校教育課までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、本日、高知県生涯学習課から、学校図書館の環境整備を行うにあたっての留意事項の連絡がありましたので、お知らせします。

下記に留意して活動していただきますようお願いいたします。

【留意事項】 H30.6.1 高知県生涯学習課より

学校支援本部が支援から協働をうたっているため、学校図書館の環境整備についても、草刈り等の学校周辺環境整備と同様に、子供たちと地域住民が協働活動をした場合に謝金の支払い対象となります。

謝金の支払い対象となる活動例

- 【1】** 国は読み聞かせによる協働活動を推奨しているため、読み聞かせを行う当日に事前準備として、読み聞かせする者が、学校図書館の環境整備をした場合に謝金の支払い対象となります。※ 読み聞かせをする者と環境整備を行う者が異なる場合は、異なることの必要性について理由付けが必要となります。
- 【2】** 教育活動サポーターが図書館の環境整備を行っているときに、本の貸し出しなどで、子供たちに本の魅力を話しながら、見守りを行う場合(図書館を魅力的にする活動)は、その活動の準備として図書館環境整備を行ったとして謝金の支払い対象となります。

四万十市教育委員会事務局学校教育課
学校教育係(担当:宮崎宏美)
電話:0880-34-5445